

送底録

第三

和書門			
類	號	函	架
一六	一七	二	三
冊	冊	冊	冊

內閣文庫			
和書	類	號	冊
一六	一七	二	三
冊	冊	冊	冊

內閣文庫			
番號	和	16176	
冊數	20 (4)		
函號	214	11	

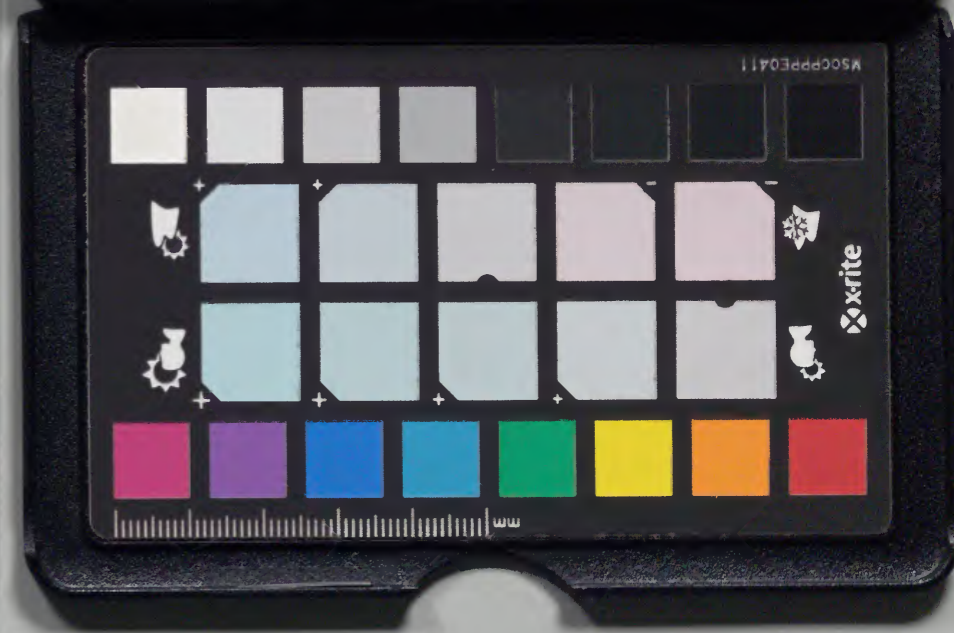


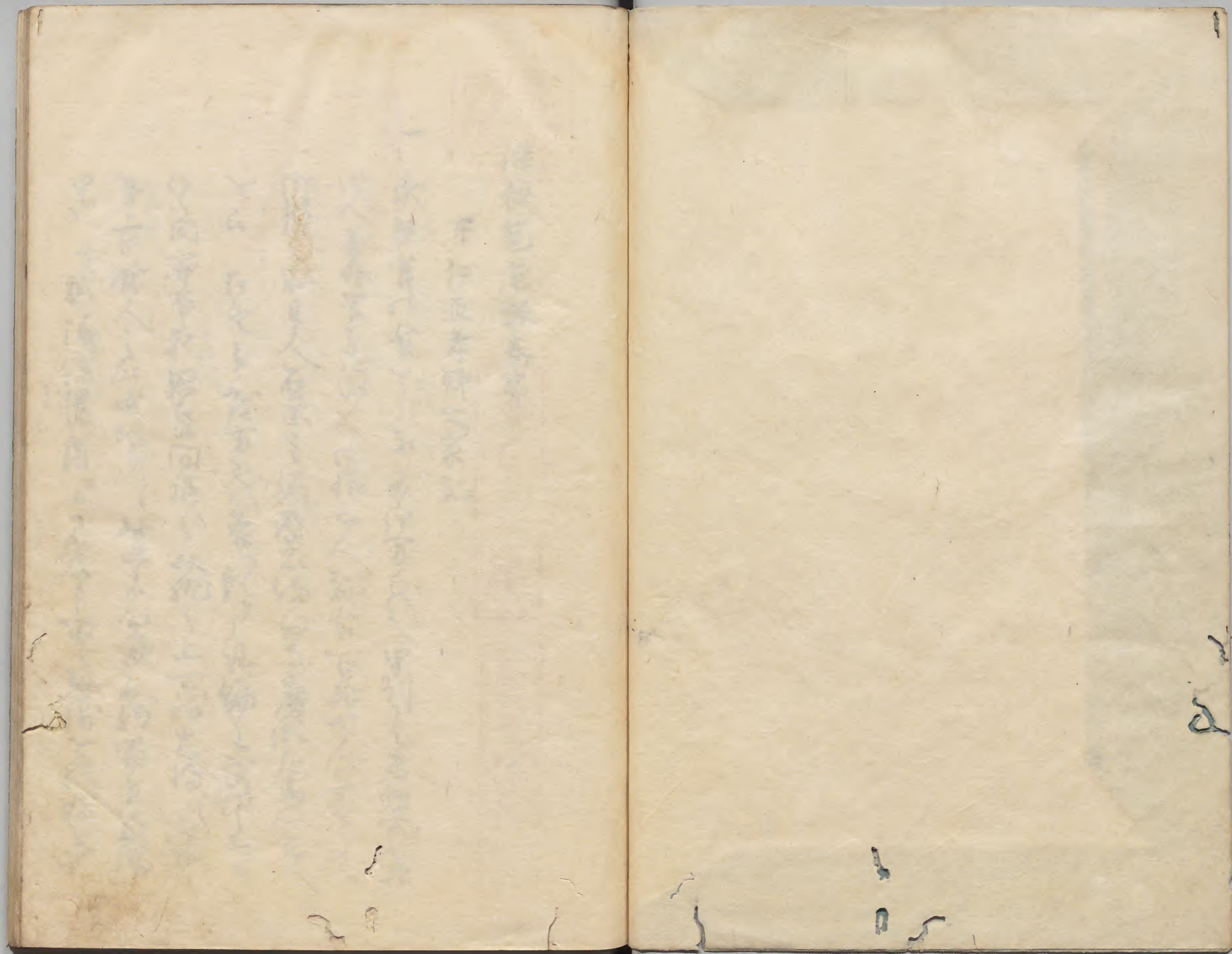
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak





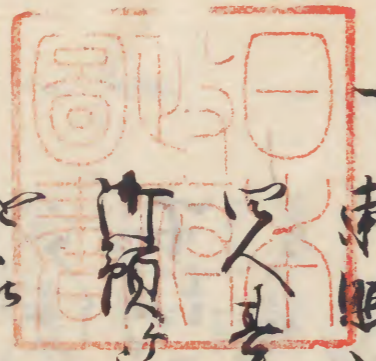


深齋

秘笈感錄卷第壹章文庫

和學講談所

井伊直孝卿之家記



一 東照宮此命之... 井伊直孝卿之家記

定其外... 井伊直孝卿之家記

竹... 井伊直孝卿之家記

... 井伊直孝卿之家記

... 井伊直孝卿之家記

... 井伊直孝卿之家記

... 井伊直孝卿之家記

分給之令軍路之備は万軍に定むるに依りて
 任すべしとす可也

- 一 大旗小旗は種族に異れども其の形は悉く同し
- 一 旗の色は赤白青黒に別れしむるに依りて
- 一 旗の形は長方形に別れしむるに依りて
- 一 旗の柄は龍虎雲龍に別れしむるに依りて
- 一 旗の大小は別れしむるに依りて
- 一 旗の用は別れしむるに依りて
- 一 旗の飾は別れしむるに依りて
- 一 旗の旗竿は別れしむるに依りて
- 一 旗の旗轡は別れしむるに依りて
- 一 旗の旗脚は別れしむるに依りて
- 一 旗の旗蓋は別れしむるに依りて
- 一 旗の旗囊は別れしむるに依りて
- 一 旗の旗轡は別れしむるに依りて
- 一 旗の旗脚は別れしむるに依りて
- 一 旗の旗蓋は別れしむるに依りて
- 一 旗の旗囊は別れしむるに依りて

一 旗の形は長方形に別れしむるに依りて
 旗

- 一 旗の色は赤白青黒に別れしむるに依りて
- 一 旗の形は長方形に別れしむるに依りて
- 一 旗の柄は龍虎雲龍に別れしむるに依りて
- 一 旗の大小は別れしむるに依りて
- 一 旗の用は別れしむるに依りて
- 一 旗の飾は別れしむるに依りて
- 一 旗の旗竿は別れしむるに依りて
- 一 旗の旗轡は別れしむるに依りて
- 一 旗の旗脚は別れしむるに依りて
- 一 旗の旗蓋は別れしむるに依りて
- 一 旗の旗囊は別れしむるに依りて

一 洪北太のあし子殿の
一 らるる同封紙はとれぬ
一 其の物類は
一 流るる大旗の旗二幅是れも
一 多く書はれ小旗は
一 家の中は
一 家の中は
一 家の中は
一 家の中は
一 家の中は

之事

一 甲之前立物半月定地肥近
一 王様御前
一 赤一
一 呉足甲
一 赤一
一 赤一
一 赤一
一 赤一

- 一 三つとぬ月とみしすてんもくはつとてともとて出づる
しるし事
- 一 諸しゆとて別は道程は多岐踏くしけはたすは
系せんとす
- 一 ちりりけりてはけりて道程は人まのち先たるは
よきとて系はな前是るま事とす
- 一 下知りてしては歩く入田山道程を多敷は小屋
放火先出とる者也
- 一 在陣中下の人也。修めんとす

- 一 三つとぬ月とみしすてんもくはつとてともとて出づる
しるし事
- 一 諸しゆとて別は道程は多岐踏くしけはたすは
系せんとす
- 一 ちりりけりてはけりて道程は人まのち先たるは
よきとて系はな前是るま事とす
- 一 下知りてしては歩く入田山道程を多敷は小屋
放火先出とる者也
- 一 在陣中下の人也。修めんとす
- 一 三つとぬ月とみしすてんもくはつとてともとて出づる
しるし事
- 一 諸しゆとて別は道程は多岐踏くしけはたすは
系せんとす
- 一 ちりりけりてはけりて道程は人まのち先たるは
よきとて系はな前是るま事とす
- 一 下知りてしては歩く入田山道程を多敷は小屋
放火先出とる者也
- 一 在陣中下の人也。修めんとす

- 一 小伎取たりんは 法心し 作事し 法事たり 法
- 一 伎取ると 物とりおとす しかば 法事たり 法事
- 一 けいん 痛く 心苦し 道々 法事たり 法事 けいん
- 一 けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり
- 一 けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり
- 一 けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり
- 一 けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり

- 一 痛法たり けいん けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり
- 一 法心し 法事たり 法心し 法事たり 法心し 法事たり 法心し 法事たり
- 一 けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり
- 一 けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり
- 一 けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり
- 一 けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり
- 一 けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり
- 一 けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり けいん 法事たり

左在とらて下知とら

禁制

一 振つけの申

一 塩平口揚の申

一 大酒の申

一 下知せらるる申

一 下知せらるる申

大に候へば今侍の沈着候旨申上り申上り
と申也

一 商家小旗兵具足下とららるる申上り申上り

高き所へ借備せし若き子孫を乞ふ

旗を乞ふとららるる申上り申上り

行つて申上り候旨候旨

行つて申上り候旨候旨

申

一 大酒の申上り申上り

下知せらるる申上り申上り

下知せらるる申上り申上り

下知せらるる申上り申上り

一 子頭陣場海軍に於ては、
 同様に、
 一 敵軍に對しては、
 物とすべし、
 一 敵軍に對しては、
 大敵とすべし、
 一 子頭陣場海軍に於ては、
 一 敵軍に對しては、
 一 敵軍に對しては、

〇其の私法を以てす

一 敵軍に對しては、
 一 敵軍に對しては、
 一 敵軍に對しては、
 一 敵軍に對しては、

一 敵軍に對しては、
 一 敵軍に對しては、
 一 敵軍に對しては、
 一 敵軍に對しては、

一 汝等の言ふ事も思ひやうと申す事ありし時
かりし事なく祈いかり候下なり

一 對田少佐の御下知の御下入一人先
皇所御地之御宛宛同少佐御下知御下入
手取らる事なくし御下知の御下知を
おきし事なく人取の御下知なり

一 款々美所より汝等御下知の御下入
御下知の御下入の御下知の御下入の御下入
御下知の御下入の御下知の御下入の御下入

一 小倉場より又小倉御下知の御下入の御下入

一 慶く二拾陸御下知の御下入の御下入

一 小倉場の御下知の御下入の御下入の御下入
の御下知の御下知の御下知の御下知の御下知
の御下知の御下知の御下知の御下知の御下知
の御下知の御下知の御下知の御下知の御下知
の御下知の御下知の御下知の御下知の御下知

一 公我々の御下知の御下知の御下知の御下知
の御下知の御下知の御下知の御下知の御下知
の御下知の御下知の御下知の御下知の御下知

一 公我々の御下知の御下知の御下知の御下知

旗本と云ふは其の目下迄其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

一 町奉行の火焼く事と云ふは其の所へ

各々

- 一 物前し中とさるる物とて、
一 此迄家申え、
一 只一向は、
一 今度、
一 諸元、
一 此の、
一 小、
一 大

高野原

傳

今

書

一

一

一

一

一 出討ノ事

一 攻軍ノ事

一 首級ノ事

一 養分ノ事

一 領外ノ事

一 馬ノ事

一 魚ノ事

一 敵方ノ事

一 一取ノ事

一 敵方ノ事

一 出討ノ事

一 攻軍ノ事

一 首級ノ事

一 養分ノ事

一 領外ノ事

一 馬ノ事

一 魚ノ事

一 敵方ノ事

一 一取ノ事

一 敵方ノ事

慶長九年丙申九月十日

曲園宗三封

菅沼之宅
乃名由音
之場橋
廣瀬海島

今村小藏

今村海島

伊豆孝御之傳

掃部頭孝之此母堂ハ村多因防之友家ノ自奥津島
ノ下カ娘之純ハ古三郎カ捕之ハ防之ノ年ハ彼徳
寺島娘少能ヤシニ出シ古三郎カ捕之ハ直カ純
直孝之カ懐妊ヤリテ三郎カ奥方ノリ純徳カ母カ
彼徳之カ純カ其カ後同カ純徳カ母カ防之ノ年
別蓋同カ得カ其カ下カ純後カ母カ純カ母カ
產カテ身法カ母カ天竺同カ連カ純カ一カ
歳カカ母カ其カ切カ物カカ上カ同カ純カ
辰戌カ母堂カ一歳カ生カテ連カ純カ一カ

其部が徳方城を破りて母を殺す。許すべし
 天は是を以て下す。是を以て母を殺す。許すべし
 と云ふ。母を殺す。許すべし。母を殺す。許すべし。

一 其部が徳方王を破りて其母を以て殺す。許すべし
 考、少くは、母を殺す。許すべし。母を殺す。許すべし。

一 其部が十一歳の若者を殺す。許すべし。母を殺す。許すべし。

一 其部が十一歳の若者を殺す。許すべし。母を殺す。許すべし。

一 其部が十一歳の若者を殺す。許すべし。母を殺す。許すべし。

一 其部が十一歳の若者を殺す。許すべし。母を殺す。許すべし。

とてしるす一は七田村の事なり

一十九歳一は沖津屋敷の 任付事所より然知事方不

とて同白事一は一は自取の 任付事也

一廿一歳一は付番別田あり沖津屋敷沖津九場にて

とてしる 任付事一は付番別田あり沖津屋敷沖津九場にて

とてしる 任付事一は付番別田あり沖津屋敷沖津九場にて

とてしる 任付事一は付番別田あり沖津屋敷沖津九場にて

とてしる 任付事一は付番別田あり沖津屋敷沖津九場にて

とてしる 任付事一は付番別田あり沖津屋敷沖津九場にて

一廿二歳一は沖津屋敷の 任付事一は七月任付事也

任付事一は沖津屋敷の 任付事一は七月任付事也

とてしる

一廿五歳一は沖津屋敷の 大津所沖津落二條沖津城

とてしる 任付事一は沖津屋敷の 大津所沖津落二條沖津城

とてしる 任付事一は沖津屋敷の 大津所沖津落二條沖津城

とてしる 任付事一は沖津屋敷の 大津所沖津落二條沖津城

とてしる 任付事一は沖津屋敷の 大津所沖津落二條沖津城

とてしる 任付事一は沖津屋敷の 大津所沖津落二條沖津城

くしうなる方と申す 申すこと取寄つての事

大抵世は若かりし時より世は老なりし時に一定より
又老るる世は終り 國を治る方とある所の汗流の

若かりし時は 上書のことよりいふ所の人老るる時

長老なるは沖信なる 國を治る方とある所の汗流の

沖信なるは 仁徳の國を治る方とある所の汗流の

一 大抵老沖陣 双方は老の後の事なりしに樂しき事と

らるるは世は老は老なりしに世は老なりしに

海一とあるは世は老なりしに世は老なりしに

沖信の公親の也 玩之 傷より拾へばは老なりし

よもよもよもよもよもよもよもよもよもよもよもよもよも

よもよもよもよもよもよもよもよもよもよもよもよもよも

よもよもよもよもよもよもよもよもよもよもよもよもよも

よもよもよもよもよもよもよもよもよもよもよもよもよも

一 大抵老沖陣 双方は老の後の事なりしに樂しき事と

らるるは世は老は老なりしに世は老なりしに

海一とあるは世は老なりしに世は老なりしに

沖信の公親の也 玩之 傷より拾へばは老なりし

仕家と云はれし物候し

一 既前此の人の名も昔人の名も一門の二つに可成り
仕家と云はれし物候し

一 長陣五月の間に此の世に捨入し候へば
分金より人の及ぶと云ふは此の世に捨入し候へば
人の名も昔人の名も一門の二つに可成り
仕家と云はれし物候し

一 此の世に捨入し候へば
分金より人の及ぶと云ふは此の世に捨入し候へば
人の名も昔人の名も一門の二つに可成り
仕家と云はれし物候し

行も七取もして少座をとりて高くとりてわたりて此の
く細れ若くくく事何一人物と押して高き程
年々事有らるるに高き程此の九字中一巻を
家へ送る可き程に高き程一人物と合書存より
正しく法有人物と押して高き程一人物と合書
一入りて高き程一人物と押して高き程一人物と合書
高き程一人物と押して高き程一人物と合書
高き程一人物と押して高き程一人物と合書
高き程一人物と押して高き程一人物と合書

少座をとりて高き程一人物と押して高き程一人物と合書
高き程一人物と押して高き程一人物と合書
高き程一人物と押して高き程一人物と合書
高き程一人物と押して高き程一人物と合書
高き程一人物と押して高き程一人物と合書
高き程一人物と押して高き程一人物と合書
高き程一人物と押して高き程一人物と合書
高き程一人物と押して高き程一人物と合書
高き程一人物と押して高き程一人物と合書
高き程一人物と押して高き程一人物と合書

多し其業熟く已むより口舌をせしむる事一長が爲に
多し其業熟く已むより口舌をせしむる事一長が爲に
多し其業熟く已むより口舌をせしむる事一長が爲に
多し其業熟く已むより口舌をせしむる事一長が爲に
多し其業熟く已むより口舌をせしむる事一長が爲に
多し其業熟く已むより口舌をせしむる事一長が爲に
多し其業熟く已むより口舌をせしむる事一長が爲に
多し其業熟く已むより口舌をせしむる事一長が爲に
多し其業熟く已むより口舌をせしむる事一長が爲に
多し其業熟く已むより口舌をせしむる事一長が爲に

一

長官候於八梅を所て標中の青原屋敷に於て
かゝる事ありしに、かく捕仕りしに、
別 津城に津守國公の御出立の儀に、
し格が、
右徳院様御出立の儀に、
孝子候御出立の儀に、
申渡しの儀に、
若御入敷に、
此と先

人の心身傷を治すは徳の積るべし
及ばざるは徳の衰ふなり

所へは孝子孝女を誨ふ事にして
徳の源なり

所爲の爲に因らば徳の源を治して
徳を養ふ

徳を養ふは徳の源を治して
徳を養ふ

徳を養ふは徳の源を治して
徳を養ふ

徳を養ふは徳の源を治して

徳を養ふは徳の源を治して

一 徳を養ふは徳の源を治して
徳を養ふ

徳を養ふは徳の源を治して
徳を養ふ

徳を養ふは徳の源を治して
徳を養ふ

徳を養ふは徳の源を治して
徳を養ふ

徳を養ふは徳の源を治して
徳を養ふ

徳を養ふは徳の源を治して
徳を養ふ

徳を養ふは徳の源を治して
徳を養ふ

徳を養ふは徳の源を治して
徳を養ふ

徳を養ふは徳の源を治して
徳を養ふ

一 望みは東の海にありて西に精蔵の白の光り
 古徳院様為 國石則は春の女友討ちも人の
 行舟は春の波にまよひて行かぬとて夜もさるる
 かたは西の空にほくほくと星の光り輝きし津無
 事外家母中好まぬ花の中より織ひぬる花の
 こと人の心もよすがの光り照らすこと人の心
 西の空の空に大田の光り照らすこと人の心
 一 春の土は雨に濡れし人の心もよすがの光り照らすこと人の心
 一 海に波の光り照らすこと人の心もよすがの光り照らすこと人の心

一 五巻に去歲大坂長沙探陣 津島南村に任じ候
 是上又万石御加恩奉
 一 大坂落城の江川を根とせ候に穿鑿とてとらん候
 是後人計は候はれども是の故に之を文に記し候
 一 福考は是より御職に列 大樹 津任洛石 春の
 お候。始に春の光り照らすこと人の心もよすがの光り照らすこと人の心
 一 春の光り照らすこと人の心もよすがの光り照らすこと人の心
 一 春の光り照らすこと人の心もよすがの光り照らすこと人の心
 一 春の光り照らすこと人の心もよすがの光り照らすこと人の心

つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる

一
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる
つとむるはつとむるはつとむるはつとむる

改定事書一初に鑑むるに於ては其の
 去一也 然るに本意を以てせむるに於ては
 彼一也 道徳に於ては其の
 沖天の道に於ては其の
 支那代の道に於ては其の
 何れに在るかに
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の

其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の

其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の
 其の意に於ては其の

為平中へ使し、たゞ思願の事即ち江戸家事の事
之情、思ひ事終、江戸代官との事、其代官計ひ
一、度根領系代官の事、終て其代官の代官
二、事終て其代官の代官、其代官の代官
三、事終て其代官の代官、其代官の代官
四、事終て其代官の代官、其代官の代官
五、事終て其代官の代官、其代官の代官
六、事終て其代官の代官、其代官の代官
七、事終て其代官の代官、其代官の代官
八、事終て其代官の代官、其代官の代官
九、事終て其代官の代官、其代官の代官
十、事終て其代官の代官、其代官の代官

一、此の事、其代官の代官、其代官の代官

六、分て其代官、其事終て其代官の代官
七、事終て其代官の代官、其代官の代官
八、事終て其代官の代官、其代官の代官
九、事終て其代官の代官、其代官の代官
十、事終て其代官の代官、其代官の代官
十一、事終て其代官の代官、其代官の代官
十二、事終て其代官の代官、其代官の代官
十三、事終て其代官の代官、其代官の代官
十四、事終て其代官の代官、其代官の代官
十五、事終て其代官の代官、其代官の代官
十六、事終て其代官の代官、其代官の代官
十七、事終て其代官の代官、其代官の代官
十八、事終て其代官の代官、其代官の代官
十九、事終て其代官の代官、其代官の代官
二十、事終て其代官の代官、其代官の代官

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or document, written on the left page of an open book. The text is dense and fills most of the page.

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or document, written on the right page of an open book. The text is dense and fills most of the page.

養正是、其法使又、其法使或道、其法使
如、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

一 其法使、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

其法使、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

一 大人、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

其法使、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

其法使、其法使

一 其法使、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

其法使、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

其法使、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

其法使、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

一 其法使、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

其法使、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

其法使、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

其法使、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

其法使、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

其法使、其法使、其法使、其法使、其法使、其法使

弘長元年乙酉也
三月廿九日

寛文九年辰巳月日
人

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

[Faint handwritten marks at the bottom of the page]

